



## 宮 崎 県 公 報

平成30年5月10日(木曜日) 第 2993 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

## 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 1  
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退( “ ) 1  
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………( “ ) 1  
○生活保護法に基づく指定医療機関の開設者の氏名の変更……………( “ ) 1  
○救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 2  
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 2

頁

- 指定居宅サービス事業の廃止……………(長寿介護課) 2  
○指定居宅介護支援事業者の指定……………( “ ) 3  
○指定居宅介護支援事業の廃止……………( “ ) 3  
○指定介護予防サービス事業の廃止……………( “ ) 3  
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 4  
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 4

## 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4  
○土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 5  
○用途地域内建築制限の特例を認めるための意見の聴取の実施……………(建築住宅課) 5

## 告 示

## 宮崎県告示第 491号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
岩井 圭佑 (B E C K 整骨院)	日向市財光寺 953-1	平成30年4月2日
繁村 和 (のどか鍼灸接骨院)	日向市都町 206番地1	平成30年4月3日

## 宮崎県告示第 492号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
宇都薬局	都城市高崎町大牟田12 47-16	平成30年5月31日

## 宮崎県告示第 493号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションC U R A 都城	都城市早水町17号4番地1山下第二ビル 301号

## 2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市早水町3号1番1 ステップハウスピット1階	都城市早水町17号4番地1山下第二ビル301号	平成30年4月1日

## 宮崎県告示第 494号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福原薬局曾根店	日向市曾根町1 - 157

2 届出事項

指定医療機関の開設者の氏名		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
福原 妙	福原 萌	平成30年3月25日

宮崎県告示第 495号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

宮崎県告示第 496号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橋病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

宮崎県告示第 497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571701129	ハートケアデイサービス榑山事業所	宮崎県北諸県郡三股町榑山4836番地24	株式会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町榑山4836番地24	平成30年3月15日	通所介護

宮崎県告示第 498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570301913	デイサービスだんだん	宮崎県延岡市大門町163番地1	有限会社リード	宮崎県延岡市大門町164番地2	平成30年3月31日	通所介護
4570301244	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	平成30年3月31日	通所介護
4570203358	リハビリデイサービス暮らシャキッ	宮崎県都城市上水流町1182番地8	合同会社ワンライフサポート	宮崎県都城市上水流町1182番地8	平成30年3月31日	通所介護

4570200172	星空の都居宅介護 支援センターかみ ながえ	宮崎県都城市上長 飯町5111	社会福祉法人常緑 会	宮崎県都城市豊満 町2647番地	平成30年3月31日	通所介護
4570301590	訪問介護センター らぼーと	宮崎県延岡市南一 ヶ岡5丁目9番5 号	株式会社 クロー バー	宮崎県延岡市南一 ヶ岡5丁目7番7 号	平成30年3月31日	訪問介護
4570202582	訪問介護ステーシ ョン秋桜	宮崎県都城市都原 町6-2メゾンE T O 5 102号	合同会社風雅	宮崎県都城市都原 町6-2メゾンE T O 5 102号	平成30年3月31日	訪問介護
4570600694	ヘルパーステーシ ョン ふくじゅそ う	宮崎県日向市日知 屋 14693番地1	株式会社ふくじゅ そう	宮崎県日向市日知 屋 14693-1	平成30年3月31日	訪問介護
4560390108	訪問看護ステーシ ョン きたかた	宮崎県延岡市北方 町川水流卯92-1	有限会社富士	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	平成30年3月31日	訪問看護
4572000018	川南町社協ヘルプ サービス	宮崎県児湯郡川南 町川南 13676-1	社会福祉法人川南 町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡川南 町川南 13676-1	平成30年3月31日	訪問入浴介護
4570200099	高齢者総合福祉施 設恵寿苑	宮崎県都城市太郎 坊町 563-1	社会福祉法人恵愛 会	宮崎県都城市太郎 坊町 563-1	平成30年3月31日	訪問入浴介護

## 宮崎県告示第 499号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570204216	居宅介護支援事業 所ほほえみの園ヒ ストリアII	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	社会福祉法人スマ イリング・パーク	宮崎県都城市丸谷 町4670番地	平成30年3月27日	居宅介護支援
4570601361	居宅介護支援事業 所 おくらがはま	宮崎県日向市財光 寺2740-6	株式会社公和	宮崎県日向市日知 屋 16305番地16	平成30年3月1日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 500号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570301251	居宅介護支援事業 所 きたかた	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369-90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	平成30年3月31日	居宅介護支援

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県告示第 501号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570301913	デイサービスだんだん	宮崎県延岡市大門町 163 番地 1	有限会社リード	宮崎県延岡市大門町 164 番地 2	平成30年3月31日	介護予防通所介護
4570301244	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地 90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地 90	平成30年3月31日	介護予防通所介護
4570202509	いきいきわくわく健康増進クラブ	宮崎県都城市志比田町4930番地 3	合同会社プランニング・PRO	宮崎県都城市志比田町4930番地 3	平成30年3月27日	介護予防通所介護
4570203358	リハビリデイサービス暮らシャキッ	宮崎県都城市上水流通町1182番地 8	合同会社ワンライフサポート	宮崎県都城市上水流通町1182番地 8	平成30年3月31日	介護予防通所介護
4570301590	訪問介護センターらぼーと	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目9番5号	株式会社 クローバー	宮崎県延岡市南一ヶ岡5丁目7番7号	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
4570202582	訪問介護ステーション秋桜	宮崎県都城市都原町6-2メゾンETO5 102号	合同会社風雅	宮崎県都城市都原町6-2メゾンETO5 102号	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
4570600694	ヘルパーステーション ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693 番地 1	株式会社ふくじゅそう	宮崎県日向市日知屋 14693-1	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
4560390108	訪問看護ステーション きたかた	宮崎県延岡市北方町川水流卯92-1	有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地 90	平成30年3月31日	介護予防訪問看護
4572000018	川南町社協ヘルプサービス	宮崎県児湯郡川南町川南 13676-1	社会福祉法人川南町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡川南町川南 13676-1	平成30年3月31日	介護予防訪問入浴介護
4570200099	高齢者総合福祉施設恵寿苑	宮崎県都城市太郎坊町 563-1	社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町 563-1	平成30年3月31日	介護予防訪問入浴介護

宮崎県告示第 502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 前	変 更 後	
有限会社松の実薬局	宮崎市	宮崎市佐土原町下田島 9813 番地 5	宮崎市佐土原町下田島 9813 番地	平成29年 3月20日

宮崎県告示第 503号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字合子ヶ谷甲6794-27、甲6820から甲6822まで、字船ヶ山前平甲7378-1、甲7378-3、甲7378-4、甲7378-6から甲7378-8まで、甲7379-5、甲7379-9、甲7380-3から甲7380-5まで、甲7380-7、甲73

- 80-10、甲7380-12、甲7380-15から甲7380-17まで、甲7393-23から甲7393-26まで、甲7393-28、甲7393-29、甲7393-35、甲7393-37、甲7393-38、甲7393-40、甲7393-43、甲7393-44、甲7396-2、甲7396-5

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字合子ヶ谷甲6794-27、甲6820から甲6822まで
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地2
理 事	宮 内 正 孝	都城市高木町4399番地
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	松 元 十 一	都城市太郎坊町2117番地12
理 事	松 原 照 美	都城市高木町4677番地
監 事	今 村 昇	都城市高木町4656番地
監 事	今 村 八 郎	都城市高木町5039番地1

(任期：平成34年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 瀬 弘 雄	都城市高木町4519番地2
理 事	福 岡 武 夫	都城市高木町4312番地1
理 事	池 田 勝 吉	都城市高木町4716番地
理 事	下 池 幸 人	都城市太郎坊町6802番地
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地5
理 事	畑 中 昇	都城市高木町4457番地
監 事	東 森 九州男	都城市高木町4383番地2
監 事	沼 口 満 郎	都城市高木町4598番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	原 田 幸 村	西都市大字下三財 706番地30

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第15項の規定により同条第7項ただし書の規定による許可を与えることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成30年5月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請者	新富町長 小 嶋 崇 嗣
敷地の位置	児湯郡新富町大字三納代1911番地1
用途地域名	準住居地域
建築物用途	給食共同調理場
床面積及び 原動機出力	448.32㎡ 810.72kw
工事種別及 び構造	用途変更 鉄筋コンクリート造
意見の聴取 の日時	平成30年5月15日 午後2時から
意見の聴取 の場所	児湯郡新富町大字上富田7491番地 新富町役場 2階 大会議室

--	--